

広島県大学図書館協議会申合せ事項

1. 幹事館は、6 館とする。
内訳は、国立大学（海上保安大学校を含む）1、公立大学 1、私立大学 3、短期大学
（高等専門学校を含む）1。
2. 会則第 8 条の幹事館及び監査館の任期は、選任された総会終了のときから通常総会 終了のときまでとする。
3. 監査館は原則として加盟館名簿の順次とする。但し、当該年度役員館の代表幹事館、幹事館及び総会当番館は除く。

付記事項

1. 昭和 53 年 6 月 30 日付けの申し合わせ事項は廃止する。
2. この申合せ事項は、平成 4 年 6 月 30 日から施行する。
3. この申合せ事項は、平成 13 年 6 月 21 日から施行する。
4. この申合せ事項は、平成 14 年 6 月 14 日から施行する。
5. この申合せ事項は、平成 28 年 7 月 4 日から施行する。